

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業委託業務（市場化テストモデル事業）の実施状況について  
【東京地区：平成18年2月実績報告】

1. 対象地区：港社会保険事務所、渋谷社会保険事務所、足立社会保険事務所管轄地域（港区、渋谷区、足立区）

2. 事業概要

（未適用事業所の把握業務）

①会員より報告があった適用対象事業所の把握。

（加入促進業務）

②巡回説明の実施。

3. 適用促進実施状況

区 分	①目視・WM等による確認を行った事業所数	②①による確認を行ったうち適用対象事業所数	③会員より報告があった適用促進対象事業所数	④適用促進対象事業所数(②+③)	⑤巡回説明を実施した事業所数	⑥適用となった事業所数	⑦適用となった被保険者数
港地区	0 件	0 件	14 件	14 件	( 35 ) 件 35	12 件	41 人
渋谷地区	0	0	17	17	( 26 ) 20	7	62
足立地区	0	0	2	2	( 44 ) 36	0	0
合 計	0	0	33	33	( 105 ) 91	19	103

〔記入上の注意事項等〕

- ①欄は、適用促進対象事業所の選定にあたって、目視・WM等による確認を行った事業所数。
- ②欄は、①欄の目視・WM等による確認を行った事業所数のうち適用促進対象事業所数。
- ③欄は、会員より報告があった適用促進対象事業所数。
- ④欄は、②欄の目視・WM等による確認を行った事業所数のうち適用促進対象事業所数及び会員から報告があった適用促進対象事業所数。
- ⑤欄は、社会保険労務士等により巡回説明を実施した事業所数（訪問数：事業主不在等を含む。）。また、( )内は、実際に加入勧奨（説明）を実施した延べ事業所数を再掲。なお、1事業所に対して複数回実施（訪問）した場合は、1回につき1事業所として計上。
- ⑥欄は、加入勧奨を実施した事業所のうち、適用に至った（新規適用の事務処理を行った）事業所数。
- ⑦欄は、⑥欄に計上した事業所に係る新規適用時の被保険者数。 -

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業委託業務（市場化テストモデル事業）の実施状況について  
【東京地区：平成17年6月～平成18年2月実績報告：累計】

1. 対象地区：港社会保険事務所、渋谷社会保険事務所、足立社会保険事務所管轄地域（港区、渋谷区、足立区）

2. 事業概要

(未適用事業所の把握業務)

①NTTタウンページ情報の活用により事業所情報を取得し、社会保険オンラインシステム（WM）による適用事業所か否かの確認。

②会員より報告があった適用対象事業所の把握。

(加入促進業務)

③巡回説明の実施。

3. 適用促進実施状況

区 分	①目視・WM等による確認を行った事業所数	②①による確認を行ったうち適用対象事業所数	③会員より報告があった適用促進対象事業所数	④適用促進対象事業所数(②+③)	⑤巡回説明を実施した事業所数	⑥適用となった事業所数	⑦適用となった被保険者数
港 地 区	件 2, 3 2 7	件 1, 4 7 5	件 1 8 9	件 1, 6 6 4	( 5 2 8 ) 件 4 7 1	件 7 2	人 3 8 3
渋谷地区	1, 4 2 5	8 7 0	1 7 5	1, 0 4 5	( 4 6 6 ) 4 1 9	6 1	3 8 2
足立地区	1, 0 8 2	6 2 9	1 2 2	7 5 1	( 3 3 2 ) 3 1 9	1 1	7 6
合 計	4, 8 3 4	2, 9 7 4	4 8 6	3, 4 6 0	(1, 3 2 6) 1, 2 0 9	1 4 4	8 4 1

[記入上の注意事項等]

- ①欄は、適用促進対象事業所の選定にあたって、目視・WM等による確認を行った事業所数。
- ②欄は、①欄の目視・WM等による確認を行った事業所数のうち適用促進対象事業所数。
- ③欄は、会員より報告があった適用促進対象事業所数。
- ④欄は、②欄の目視・WM等による確認を行った事業所数のうち適用促進対象事業所数及び会員から報告があった適用促進対象事業所数。
- ⑤欄は、社会保険労務士等により巡回説明を実施した事業所数（訪問数：事業主不在等を含む。）。また、( )内は、実際に加入勧奨（説明）を実施した延べ事業所数を再掲。なお、1事業所に対して複数回実施（訪問）した場合は、1回につき1事業所として計上。
- ⑥欄は、加入勧奨を実施した事業所のうち、適用に至った（新規適用の事務処理を行った）事業所数。
- ⑦欄は、⑥欄に計上した事業所に係る新規適用時の被保険者数。 -

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業委託業務（市場化テストモデル事業）の実施状況について  
【福岡地区：平成18年2月実績報告】

1. 対象地区：福岡社会保険事務局管内のうち南福岡社会保険事務所及び久留米社会保険事務所の管轄地域（以下、当該報告書において、「A地区：福岡市南区、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡」「B地区：久留米市」「C地区：甘木市、筑紫野市、朝倉郡」「D地区：八女市、筑後市、大川市、小郡市、浮羽郡、三井郡、三瀬郡、八女郡」とする。）

2. 事業概要

[未適用事業所の把握業務]

①事業所への現況照会文書の送付。

[加入促進業務]

②巡回説明の実施。

3. 適用促進実施状況

区 分	①. WMによる確認事業所数	②. 文書送付事業所数	③. 電話聴取事業所数	④. 巡回説明事業所数	⑤. 適用となった事業所数	⑥. 適用となった被保険者数
A地区	0 ( 0 )	12 ( 12 )	0 ( 0 )	64 ( 64 )	3	12
B地区	0 ( 0 )	11 ( 11 )	0 ( 0 )	14 ( 14 )	5	19
C地区	0 ( 0 )	10 ( 10 )	0 ( 0 )	7 ( 7 )	1	3
D地区	0 ( 0 )	9 ( 9 )	0 ( 0 )	13 ( 13 )	1	1
合 計	0 ( 0 )	42 ( 42 )	0 ( 0 )	98 ( 98 )	10	35

注1：①欄の（ ）内は、WMによる確認を行った事業所のうち適用済であることが確認できなかった事業所数。

注2：②欄、③欄、④欄の事業所数は当月に実施した延べ事業所数。なお、（ ）内は、当月に実施した実事業所数。

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業委託業務（市場化テストモデル事業）の実施状況について  
【福岡地区：平成17年6月～平成18年2月実績報告：累計】

1. 対象地区：福岡社会保険事務局管内のうち南福岡社会保険事務所及び久留米社会保険事務所の管轄地域（以下、当該報告書において、「A地区：福岡市南区、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡」「B地区：久留米市」「C地区：甘木市、筑紫野市、朝倉郡」「D地区：八女市、筑後市、大川市、小郡市、浮羽郡、三井郡、三瀬郡、八女郡」とする。）

2. 事業概要

[未適用事業所の把握業務]

- ①NTT タウンページ情報の活用により事業所情報を取得し、社会保険オンラインシステム（WM）による適用事業所か否かの確認。
- ②事業所への現況照会文書の送付。
- ③事業所への電話による現況等の確認。

[加入促進業務]

- ④巡回説明の実施。

3. 適用促進実施状況

区 分	①. WMによる確認事業所数	②. 文書送付事業所数	③. 電話聴取事業所数	④. 巡回説明事業所数	⑤. 適用となった事業所数	⑥. 適用となった被保険者数
A地区	449 ( 287 )	377 ( 300 )	377 ( 274 )	329 ( 294 )	10	38
B地区	254 ( 139 )	193 ( 157 )	173 ( 129 )	139 ( 111 )	13	73
C地区	119 ( 67 )	96 ( 80 )	83 ( 57 )	68 ( 53 )	1	3
D地区	139 ( 89 )	117 ( 101 )	110 ( 70 )	76 ( 64 )	1	1
合 計	961 ( 582 )	783 ( 638 )	743 ( 530 )	612 ( 522 )	25	115

注1：①欄の（ ）内は、WMによる確認を行った事業所のうち適用済であることが確認できなかった事業所数。

注2：②欄、③欄、④欄の事業所数は当月に実施した延べ事業所数。なお、（ ）内は、当月に実施した実事業所数。